

基本の柱  
**5**

## 地域における取組の推進

### 重点目標 (1) 地域での見守り体制づくり

#### 【現状と課題】

- 県では、県民の皆様が健やかに心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らしていくよう、「日本一の健康長寿県構想」を取りまとめ、健康づくりや医療環境の整備とともに「ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現」を目指した取組を進めています。そのうえで、人口の減少や高齢化の進展に伴って弱まりつつある地域の支え合いの再構築に向けて、地域福祉活動を推進するための県の基本指針となる「高知県地域福祉支援計画」を平成23年3月に策定しました。
- 地域におけるつながりや支え合いの力が弱まりつつある中、住み慣れた地域で、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、支援を必要とする高齢者や障害者、児童などと同様にDV被害者についても早期に発見し、早期に対応するとともに、的確な支援を地域全体で行っていくよう取り組む必要があります。
- 被害者は、一時保護所を退所後に配偶者から離れて自立した生活を選ぶ場合も、配偶者のいる家庭に帰っていく場合も生活の場は地域です。また、相談窓口に助けを求めることもできず、孤独に家の中で耐えている被害者も、みな地域の中で暮らしています。
- 地域で暮らす被害者を発見し支援していくためには、地域でDVに対する理解を深めるとともに、市町村をはじめ地域の関係機関や関係者が連携し、すき間のないネットワークを築く必要があります。

#### 【今後の取組】

地域でのDVに対する理解を深め、取組の核となる市町村の基本計画策定の支援を行うなど、地域においてDV被害者を見守る体制を強化します。

取組項目) ① 市町村の取組強化	担当課等
<p>● <b>市町村基本計画の策定と取組の推進 【再掲】</b></p> <p>市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、県はNPOの派遣をはじめ、助言や情報提供などにより支援します。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

<p><b>●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知</b></p> <p>市町村の広報紙等での、DV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけ、住民のDVに対する理解を深めるとともに、市町村における相談窓口等の周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p><b>●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進</b></p> <p>市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通じて被害者を把握しやすい状況にあります。そのため、市町村へ働きかけ、早期発見のためにそれぞれの部署で得た被害者情報をDV所管課へつなげるとともに、支援において窓口が複数になる場合には、部署間の連携によりワンストップで対応できる体制づくりを進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p><b>●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有</b></p> <p>被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けるには、支援に携わる誰もがわかりやすい対応マニュアルが必要となります。そのため、県は手引きの作成配付などにより、市町村独自のマニュアルの作成や、それらに基づく研修の実施を支援します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p><b>●相談窓口等職員に対する研修の実施</b></p> <p>窓口での二次的被害を防止し、被害者の心に寄り添った適切な対応がなされるよう、相談窓口等の職員に対する研修の実施を支援します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ</p>
<p><b>●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修</b></p> <p>配偶者暴力相談支援センターは、市町村での被害者支援において有効な支援制度等の情報提供や、困難事例に関するアドバイスを行うとともに、支援関係職員の専門性の向上を図るために研修に講師を派遣するなどの支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター</p>

地域単位での被害者支援のネットワークづくりを進めます。

取組項目) ② 関係機関・団体のネットワークづくり	担当課等
<p><b>●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化</b></p> <p>地域単位でのセーフティネットを充実させるため、市町村や福祉保健所、社会福祉協議会など地域の関係機関で構成するブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深め、被害者の支援に関する共通認識を持つとともに、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。</p> <p>なお、その際には、地域福祉計画で進められている民生委員・児童委員やボランティア等の地域資源を活用した地域ごとの「小地域の早期発見・見守り支援ネットワーク」と連携していきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 福祉保健所</p>

## 重点目標（2）早期発見、通報及び相談体制づくり

### 【現状と課題】

- 「高知県地域福祉支援計画」では、地域で支援が必要な人などを早期に発見し、支援する体制づくり「地域包括支援ネットワークシステム」の整備を進めることを掲げています。市町村は、この県計画を踏まえ、それぞれの市町村における地域福祉アクションプランを策定することとなっていますので、そのプランでは高齢者や障害者、児童だけでなく、DV被害者も支援の対象として位置づけることが重要です。
- 県民意識調査では、被害者がまだまだ地域で潜在化していることがうかがえます。（資料編8ページ参照）
- 地域では、市町村、警察、学校、司法関係機関、医療機関、地域包括支援センターなど多くの機関や団体が住民生活を支えています。また、地域の集まりや近所づきあいなど、住民同士のつながりや支え合いの仕組みも欠かせません。  
  こうした、DV被害者との接点を持つさまざまな機関・団体、者が連携して、早期発見や支援に取り組むことが重要ですが、現状ではその気運や体制が十分ではありません。
- 平成20年度及び21年度に実施した県民世論調査の結果では、多くの県民の方が地域の課題には行政と住民が協力して取り組むべきで、住民同士のつながりや支え合いを強化するために役に立ちたいと考えています。
- 被害者は、子どもの通学や親の介護などにより地域を離れることができず、地域での問題解決を望む場合があります。こうした場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携を図りながら、地域のマンパワーを生かして支援を行うことが必要です。

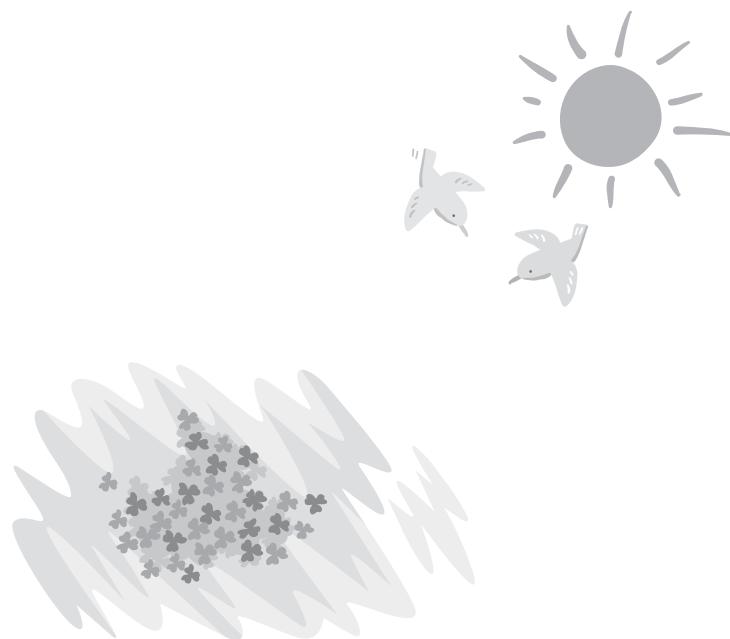
### 【今後の取組】

地域ぐるみで、被害者の情報を敏感に捉え、通報や相談など被害者の立場にたった対応を進めます。

取組項目）① 地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談	担当課等
<p>● <b>地域における関係機関・団体、者との連携強化</b></p> <p>地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等との連携を強化し、DV被害者の早期発見に努めるとともに、その後の通報や相談につなげていきます。</p> <p>連携を図るうえでは、地域福祉計画で検討されている「小地域の早期発見・見守り支援ネットワーク」や「小地域ケア会議」には関係機関が参加しますので、こうした機会を積極的に活用します。</p> <p>こうしたことを、県はブロック別関係機関連絡会議等を通じて働きかけるとともに、必要に応じた情報提供などの支援を行います。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 児童相談所 教育委員会

被害者が、配偶者から離れて自立する場合も配偶者とやり直す場合も、経済面の立て直しなど生活再建が必要な場合が多いことから、福祉関係など各種支援制度の情報を提供し、手続等を円滑に進めます。

取組項目) ② 各種支援制度の活用による生活再建	担当課等
<p>● <b>生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援</b></p> <p>被害者に必要な支援制度については、市町村の福祉、住宅、教育等の窓口や県の福祉保健所において情報提供が行われています。特に、市町村では手続の窓口となることが多いことから、積極的な情報提供と手続における支援を行います。</p> <p>また、県は市町村権限で支援できる公営住宅等について、優先入居などの支援の拡充を働きかけていきます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所



## 重点目標（3）自立支援の取組

### 【現状と課題】

- 被害者が自立するには、地域で安心して暮らすことのできる環境が大切です。心の傷を癒すには多くの時間がかかるので、急がせずに継続的な支援と見守りが必要です。
- 被害者は、長年の暴力により家庭に閉じこもって社会と距離をおいたり、避難生活のため孤立しがちです。自立の第一歩として、少し外に目を向けて、気安く出かけて悩みを聞いてもらえる居場所が必要です。
- 被害者と暮らす子どもも、心に深い傷を負っていることがあります。成長の過程で問題が生じる可能性があるので、地域や学校などで子どもが健やかに成長できるよう見守り、支援する必要があります。

### 【今後の取組】

地域の支援ネットワークで情報を共有し、被害者の自立に向けた生活再建や心身の回復を継続的に見守っていきます。

取組項目）① 自立への継続的な支援	担当課等
<p>● 地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員を配置して自立を後押ししますが、県内全域をカバーすることは困難なことから、市町村においても日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるよう、地域の関係者の情報共有などにより、ネットワークづくりを進めます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 / 福祉保健所 児童相談所 / 教育委員会 警察本部

被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくります。

取組項目）② 地域での居場所づくり	担当課等
<p>● あつたかふれあいセンター等との連携</p> <p>被害者が、地域で孤立しないように、人とつながりを持つつ、その人たちにも助けてもらいながら、少しずつ地域社会へ踏み出していくことができるよう、地域福祉の拠点であるあつたかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携した取組を進めます。</p>	女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課
<p>● 民間支援団体との連携</p> <p>住民同士のつながりや支え合いを強化するために役に立ちたいと考えている県民の力を借り、ボランティア団体等と連携して、被害者や子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

心身が傷ついた子どもの人格と権利を尊重するとともに、暴力の連鎖を断つために、地域や学校、家庭における子どものケアを図ります。

取組項目) ③ 子どもの健やかな成長の見守り	担当課等
<p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援</p> <p>児童相談所、福祉保健所や児童家庭支援センターなどの支援により、子どもの心身の健康を取り戻します。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所
<p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</p> <p>子どもを守るために地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p>	地域福祉政策課 児童家庭課 教育委員会
<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【再掲】</p> <p>学齢期の子どもにとって、学校生活は大きなウエイトを占めます。精神的に不安定なため、学校において問題行動が現れる場合なども考えられますので、学級担任はもちろんのこと、養護教諭・スクールカウンセラー等による心のケアを行います。</p>	教育委員会
<p>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【再掲】</p> <p>子どもの成長にとって、基盤となるのは言うまでもなく家庭です。しかし、心身の不調により、十分な育児を行うことができない被害者も少なくないため、スクールソーシャルワーカーや市町村など地域の関係者による家庭への支援を進めます。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会



# DV被害者支援の流れ（連携図）

